

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和 6年 11月 21日
淡路市長 門 康 彦

市町村名 (市町村コード)	淡路市 (28226)	
地域名 (地域内農業集落名)	(里下 里下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 21日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

耕作者の高齢化が進み、担い手も減少しているが、積極的に農業を行っている担い手がいるため、より一層情報共有を図り、担い手への農地集積を促していく。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

畑地については、生産の近代化を図り、ぶどう、いちじく等のブランド化を促進するとともに、観光農業としての利用を促進する。また、たまねぎの機械化を進め、経営の大規模化を図る。繁殖和牛経営については、多頭化のため、飼育技術の向上を図る。
水稻については、担い手への農地の集積や作業受委託を進めるとともに、ドローン防除をはじめスマート化による省力化、低コスト化をより一層推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及び担い手が耕作している農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他農地を保全・管理する農地とする。ただし、農振農用地であっても現状山林化しており、再生が困難な農地は保全・管理する農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地中間管理機構を活用して、担い手への集積、集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針※
大部分の農地で、既にほ場整備事業が実施されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及び普及所等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

ぶどう、いちじく等のブランド化を促進するとともに、観光農業としての利用を促進する。